

資料 1 短期大学設置基準

□ 短期大学設置基準

(昭和50年4月28日)
(文部省令 第21号)

〔沿革〕 昭和57年3月23日文部省令第2号改正
昭和59年8月13日文部省令第47号改正
昭和60年2月5日文部省令第2号改正
昭和60年9月4日文部省令第27号改正
平成3年6月3日文部省令第28号改正
平成9年6月5日文部省令第28号改正
平成10年3月31日文部省令第14号改正
平成11年3月31日文部省令第19号改正
平成11年9月24日文部省令第43号改正
平成12年10月31日文部省令第53号
平成13年3月30日文部科学省令第46号
平成14年3月28日文部科学省令第11号
平成15年3月31日文部科学省令第15号
平成16年3月12日文部科学省令第8号

学校教育法（昭和22年法律第26号）第3条、第8条及び第88条の規定に基づき、短期大学設置基準を次のように定める。

○ 短期大学設置基準（平成11年9月24日施行）

目 次

- 第1章 総則（第1条－第2条の3）
- 第2章 学科（第3条）
- 第3章 学生定員（第4条）
- 第4章 教育課程（第5条－第12条）
- 第5章 卒業の要件等（第13条－第19条）
- 第6章 教員組織（第20条－第22条）
- 第7章 教員の資格（第22条の2－第26条）
- 第8章 校地、校舎等の施設及び設備等（第27条－第33条）
- 第9章 事務組織等（第34条・第35条）
- 第10章 雑則（第36条・第37条）

附 則

第1章 総 則

(趣旨)

第1条 短期大学は、学校教育法（昭和22年法律第26号）その他の法令の規定によるほか、この省令の定めるところにより設置するものとする。

2 この省令で定める設置基準は、短期大学を設置するのに必要な最低の基準とする。

3 短期大学は、この省令で定める設置基準より低下した状態にならないようにすることはもとより、その水準の向上を図ることに努めなければならない。

(情報の積極的な提供)

第2条 短期大学は、当該短期大学における教育研究活動等の状況について、刊行物への掲載その他広く周知を図ることができる方法によって、積極的に情報を提供するものとする。

(入学者選抜)

第2条の2 入学者の選抜は、公正かつ妥当な方法により、適当な体制を整えて行うものとする。

第2章 学 科

(学科)

第3条 学科は、教育研究上の必要に応じ組織されるものであって、教育組織その他が学科として適当な規模内容をもつと認められるものとする。

2 学科には、教育上特に必要があるときは、専攻課程を置くことができる。

第3章 学生定員

(学生定員)

第4条 学生定員は、学科ごとに学則で定めるものとする。この場合において、学科に専攻課程を置くときは、専攻課程を単位として学科ごとに定めるものとする。

2 前項の場合において、第12条の規定による昼夜開講制を実施するときは、これに係る学生定員を、第36条の規定により外国に学科その他の組織を設けるときは、これに係る学生定員を、それぞれ明示するものとする。

3 学生定員は、教員組織、校地、校舎その他の教育上の諸条件を総合的に考慮して定めるものとする。

4 短期大学は、教育にふさわしい環境の確保のため、在学する学生の数を学生定員に基づき適正に管理するものとする。

第4章 教育課程

(教育課程の編成方針)

第5条 短期大学は、当該短期大学及び学科の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設し、体系的に教育課程を編成するものとする。

2 教育課程の編成に当たっては、短期大学は学科に係る専門の学芸を教授し、職業又は実際生活

に必要な能力を育成するとともに、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するよう適切に配慮しなければならない。

(教育課程の編成方法)

第6条 教育課程は、各授業科目を必修科目及び選択科目に分け、これを各年次に配当して編成するものとする。

(単位)

第7条 各授業科目の単位数は、短期大学において定めるものとする。

2 前項の単位数を定めるに当たっては、一単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとする。

1 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で短期大学が定める時間の授業をもつて一単位とする。

2 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で短期大学が定める時間の授業をもつて一単位とする。ただし、芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、短期大学が定める時間の授業をもつて一単位とすることができる。

3 前項の規定にかかわらず、卒業研究、卒業制作等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。

(1年間の授業期間)

第8条 1年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、35週にわたることを原則とする。

(各授業科目の授業期間)

第9条 各授業科目の授業は、10週又は15週にわたる期間を単位として行うものとする。ただし、教育上特別の必要があると認められる場合は、これらの期間より短い特定の期間において授業を行うことができる。

(授業を行う学生数)

第10条 一の授業科目について同時に授業を行う学生数は、授業の方法及び施設設備その他の教育上の諸条件を考慮して、教育効果を十分にあげられるような適当な人数とするものとする。

(授業の方法)

第11条 授業の方法は、講義、演習、実験、実習又は実技とする。

2 短期大学は、文部科学大臣が別に定めるところにより、前項の授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

3 短期大学は、第1項の授業を、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、

同様とする。

4 短期大学は、文部科学大臣が別に定めるところにより、第1項の授業の一部を、校舎及び附属施設以外の場所で行うことができる。

(教育内容等の改善のための組織的な研修等)

第11条の2 短期大学は、当該短期大学の授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究の実施に努めなければならない。

(昼夜開講制)

第12条 短期大学は、教育上必要と認められる場合には、昼夜開講制(同一学科において昼間及び夜間の双方の時間帯において授業を行うことをいう。)により授業を行うことができる。

第5章 卒業の要件等

(単位の授与)

第13条 短期大学は、一の授業科目を履修した学生に対し、試験の上単位を与えるものとする。ただし、第7条第3項の授業科目については、短期大学の定める適切な方法により学修の成果を評価して単位を与えることができる。

(履修科目の登録の上限)

第13条の2 短期大学は、学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、卒業の要件として学生が修得すべき単位数について、学生が1年間又は1学期に履修科目として登録することができる単位数の上限を定めるよう努めなければならない。

2 短期大学は、その定めるところにより、所定の単位を優れた成績をもって修得した学生については、前項に定める上限を超えて履修科目の登録を認めることができる。

(他の短期大学又は大学における授業科目の履修等)

第14条 短期大学は、教育上有益と認めるときは、学生が短期大学の定めるところにより他の短期大学又は大学において履修した授業科目について修得した単位を、修業年限が2年の短期大学にあつては30単位、修業年限が3年の短期大学にあつては46単位(第19条の規定により卒業の要件として62単位以上を修得することとする短期大学にあつては30単位)を超えない範囲で当該短期大学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定は、学生が、外国の短期大学又は大学に留学する場合、外国の短期大学又は大学が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合及び外国の短期大学又は大学の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学省大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合について準用する。

(短期大学又は大学以外の教育施設等における学修)

第15条 短期大学は、教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科

における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、当該短期大学における授業科目の履修とみなし、短期大学の定めるところにより単位を与えることができる。

- 2 前項により与えることができる単位数は、修業年限が2年の短期大学にあつては前条第1項及び第2項により当該短期大学において修得したものとみなす単位数と合わせて30単位、修業年限が3年の短期大学にあつては前条第1項及び第2項により当該短期大学において修得したものとみなす単位数と合わせて46単位（第19条の規定により卒業の要件として62単位以上を修得することとする短期大学にあつては30単位）を超えないものとする。

（入学前の既修得単位等の認定）

第16条 短期大学は、教育上有益と認めるときは、学生が当該短期大学に入学する前に短期大学又は大学において履修した授業科目について修得した単位（第17条の規定により修得した単位を含む。）を、当該短期大学に入学した後の当該短期大学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 短期大学は、教育上有益と認めるときは、学生が当該短期大学に入学する前に行つた前条第1項に規定する学修を、当該短期大学における授業科目の履修とみなし、短期大学の定めるところにより単位を与えることができる。

- 3 前2項により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、転学等の場合を除き、当該短期大学において修得した単位以外のものについては、第14条第1項及び前条第1項により当該短期大学において修得したものとみなす単位数と合わせて、修業年限が2年の短期大学にあつては、30単位、修業年限が3年の短期大学にあつては、46単位（第19条の規定により卒業の要件として62単位以上を修得することとする短期大学にあつては、30単位）を超えないものとする。この場合において、第14条第2項により当該短期大学において修得したものとみなす単位数と合わせるときは、修業年限が2年の短期大学にあつては、45単位、修業年限が3年の短期大学にあつては、53単位（第19条の規定により卒業の要件として62単位以上を修得することとする短期大学にあつては45単位）を超えないものとする。

（長期にわたる教育課程の履修）

第16条の2 短期大学は、短期大学の定めるところにより、学生が、職業を有している等の事情により、修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し卒業することを希望する旨を申し出たときは、その計画的な履修を認めることができる。

（科目等履修生）

第17条 短期大学は、短期大学の定めるところにより、当該短期大学の学生以外の者で一又は複数の授業科目を履修する者（以下「科目等履修生」という。）に対し、単位を与えることができる。

- 2 科目等履修生に対する単位の授与については、第13条の規定を準用する。

（卒業の要件）

第18条 修業年限が2年の短期大学の卒業の要件は、短期大学に2年以上在学し、62単位以上を修得することとする。

2 修業年限が3年の短期大学の卒業の要件は、短期大学に3年以上在学し、93単位以上を修得することとする。

3 前2項の規定により卒業の要件として修得すべき単位数のうち、第11条第2項の授業の方法により修得する単位数は、修業年限が2年の短期大学にあっては30単位、修業年限が3年の短期大学にあっては46単位（第19条の規定により卒業の要件として62単位以上を修得することとする短期大学にあっては30単位）を超えないものとする。

（卒業の要件の特例）

第19条 夜間において授業を行う学科その他授業を行う時間について教育上特別の配慮を必要とする学科（以下「夜間学科等」という。）に係る修業年限が3年の短期大学の卒業の要件は、前条第2項の規定にかかわらず、短期大学に3年以上在学し、62単位以上を修得することとすることができる。

第6章 教員組織

（授業科目の担当）

第20条 教育上主要と認められる授業科目（以下「主要授業科目」という。）は、原則として専任の教授又は助教授が担当するものとし、主要授業科目以外の授業科目についてもなるべく専任の教授、助教授又は講師が担当するものとする。

2 演習、実験、実習又は実技については、なるべく助手に補助させるものとする。

3 短期大学は、教育研究水準の維持向上及び教育研究の活性化を図るため、教員の構成が特定の範囲の年齢に著しく偏ることのないよう配慮するものとする。

（授業を担当しない教員）

第21条 短期大学には、教育研究上必要があるときは、授業を担当しない教員を置くことができる。

（専任教員数）

第22条 専任教員の数は、別表第1に定める数以上とする。

第7章 教員の資格

（学長の資格）

第22条の2 学長となることのできる者は、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学運営に関し識見を有すると認められる者とする。

（教授の資格）

第23条 教授となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、短期大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者とする。

1 博士の学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。）を有し、研究上の業績

を有する者

- 2 研究上の業績が前号の者に準ずると認められる者
- 3 学位規則（昭和28年文部省令第9号）第5条の2に規定する専門職学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。）を有し、当該専門職学位の専攻分野に関する実務上の業績を有する者
- 4 芸術上の優れた業績を有すると認められる者及び実際的な技術の修得を主とする分野にあつては実際的な技術に秀でていと認められる者
- 5 大学（短期大学を含む。以下同じ。）又は高等専門学校において教授、助教授又は専任の講師の経歴（外国におけるこれらに相当する教員としての経歴を含む。）のある者
- 6 研究所、試験所、病院等に在職し、研究上の業績を有する者
- 7 特定の分野について、特に優れた知識及び経験を有すると認められる者
（助教授の資格）

第24条 助教授となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、短期大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者とする。

- 1 前条各号のいずれかに該当する者
- 2 大学又は高等専門学校において助手又はこれに準ずる職員としての経歴（外国におけるこれらに相当する職員としての経歴を含む。）のある者
- 3 修士の学位又は学位規則第5条の2に規定する専門職学位（外国において授与されたこれらに相当する学位を含む。）を有する者
- 4 特定の分野について、優れた知識及び経験を有すると認められる者
（講師の資格）

第25条 講師となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 1 第23条又は前条に規定する教授又は助教授となることのできる者
- 2 特定の分野について、短期大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者
（助手の資格）

第26条 助手となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 1 学士の学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。）を有する者
- 2 前号の者に準ずる能力を有すると認められる者

第8章 校地、校舎等の施設及び設備等

（校地）

第27条 校地は、教育にふさわしい環境をもち、校舎の敷地には、学生が休息その他に利用するのに適当な空地を有するものとする。

2 運動場は、教育に支障のないよう、原則として校舎と同一の敷地内又はその隣接地に設けるものとし、やむを得ない場合には適当な位置にこれを設けるものとする。

(校舎等)

第28条 校舎には、短期大学の組織及び規模に応じ、少なくとも次の各号に掲げる施設を備えるものとする。ただし、特別の事情があるときは、この限りでない。

- 1 学長室、会議室、事務室
- 2 教室（講義室、演習室、実験室、実習室等とする。）、研究室
- 3 図書館、保健室

2 教室は、学科の種類及び学生数に応じ、必要な種類と数を備えるものとする。

3 研究室は、専任の教員に対しては必ず備えるものとする。

4 校舎には、第1項に掲げる施設のほか、なるべく情報処理及び語学の学習のための施設を備えるものとする。

5 短期大学は、第1項及び前項に掲げる施設のほか、原則として体育館を備えるとともに、なるべく体育館以外のスポーツ施設、講堂、学生自習室及び学生控室並びに寄宿舍、課外活動施設その他の厚生補導に関する施設を備えるものとする。

6 夜間学科等を置く短期大学又は昼夜開講制を実施する短期大学にあつては、研究室、教室、図書館その他の施設の利用について、教育研究に支障のないようにするものとする。

(図書等の資料及び図書館)

第29条 短期大学は、学科の種類、規模等に応じ、図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料を、図書館を中心に系統的に備えるものとする。

2 図書館は、前項の資料の収集、整理及び提供を行うほか、情報の処理及び提供のシステムを整備して学術情報の提供に努めるとともに、前項の資料の提供に関し、他の短期大学の図書館等との協力に努めるものとする。

3 図書館には、その機能を十分に発揮させるために必要な専門的職員その他の専任の職員を置くものとする。

4 図書館には、短期大学の教育研究を促進できるような適当な規模の閲覧室、レファレンス・ルーム、整理室、書庫等を備えるものとする。

5 前項の閲覧室には、学生の学習及び教員の教育研究のために十分な数の座席を備えるものとする。

(校地の面積)

第30条 短期大学における校地の面積（附属施設用地及び寄宿舍の面積を除く。）は、学生定員上の学生1人当たり10平方メートルとして算定した面積とする。

2 前項の規定にかかわらず、同じ種類の昼間学科（昼間において授業を行う学科をいう。以下同

じ。)及び夜間学科が近接した施設等を使用し、又は施設等を共用する場合の校地の面積は、当該昼間学科及び夜間学科における教育研究に支障のない面積とする。

3 昼夜開講制を実施する場合には、これに係る収容定員、履修方法、施設の使用状況等を考慮して、教育に支障のない限度において、第1項に規定する面積を減することができる。

(校舎の面積)

第31条 校舎の面積は、一の分野についてのみ学科を置く短期大学にあつては、別表第2イの表に定める面積以上とし、二以上の分野についてそれぞれ学科を置く短期大学にあつては、当該二以上の分野のうち同表の同一分野に属する学科の収容定員の100人までの欄の基準校舎面積が最大である分野についての同表に定める面積に当該分野以外の分野についてのそれぞれ別表第2ロの表に定める面積を合計した面積を加えた面積以上とする。

(附属施設)

第32条 短期大学には、学科の種類に応じ、教育研究上必要な場合は、適当な規模内容を備えた附属施設を置くものとする。

(機械、器具等)

第33条 短期大学には、学科の種類、学生数及び教員数に応じて必要な種類及び数の機械、器具及び標本を備えるものとする。

(教育研究環境の整備)

第33条の2 短期大学は、その教育研究上の目的を達成するため、必要な経費の確保等により、教育研究にふさわしい環境の整備に努めるものとする。

(短期大学等の名称)

第33条の3 短期大学及び学科(以下「短期大学等」という。)の名称は、短期大学等として適当であるとともに、当該短期大学等の教育研究上の目的にふさわしいものとする。

第9章 事務組織等

(事務組織)

第34条 短期大学には、その事務を処理するため、専任の職員を置く適当な事務組織を設けるものとする。

(厚生補導の組織)

第35条 短期大学には、学生の厚生補導を行うため、専任の職員を置く適当な組織を設けるものとする。

第10章 雑 則

(その他の基準)

第36条 短期大学は、文部科学大臣が別に定めるところにより、外国に学科その他の組織を設けることができる。

第37条 専攻科及び別科に関する基準は、別に定める。

(段階的整備)

第38条 新たに短期大学等を設置する場合の教員組織、校舎等の施設及び設備については、別に定めるところにより、段階的に整備することができる。

附 則

- 1 この省令は、昭和51年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 昭和51年度又は昭和52年度に開設しようとする短期大学又は短期大学の学科の設置認可の申請に係る審査に当たっては、この省令の規定の適用があるものとする。
- 3 この省令施行の際、現に設置されている短期大学に在職する教員については、その教員が現に在職する教員の職に在る限り、この省令の教員の資格に関する規定は、適用しない。
- 4 この省令施行の際、現に設置されている短期大学の組織、編制、施設及び設備でこの省令施行の日前に係るものについては、当分の間、従前の例によることができる。
- 5 昭和61年度から平成4年度までの間に期間（昭和61年度から平成11年度までの間の年度間に限る。）を付して入学定員を増加する短期大学（次項において「期間を付して入学定員を増加する短期大学」という。）の専任教員数については、第22条の規定により算定し、当該入学定員の増加に伴い必要とされる専任教員数が増加することとなるときは、当該増加することとなる専任教員数は、教育に支障のない限度において、兼任の教員をもつて充てることのできるものとする。
- 6 期間を付して入学定員を増加する短期大学の校地の面積の算定については、当該入学定員の増加はないものとみなして第30条の規定を適用する。
- 7 昭和61年度以降に期間（平成11年度を終期とするものに限る。）を付して入学定員を増加又は設定した短期大学であつて、当該期間の経過後引き続き、当該入学定員の範囲内で期間（平成12年度から平成16年度までの間の年度間に限る。）を付して入学定員を増加するものの専任教員数及び校地の面積の算定については、前二項の例による。

別表第1 (第22条関係)

イ 学科の種類に応じて定める教員数

学科の属する分野の区分	一学科の入学定員	同一分野に属する学科が一学科の場合の教員数	同一分野に属する学科を二以上置く場合の一学科の教員数	一学科の入学定員	同一分野に属する学科が一学科の場合の教員数	同一分野に属する学科を二以上置く場合の一学科の教員数	一学科の入学定員	同一分野に属する学科が一学科の場合の教員数	同一分野に属する学科を二以上置く場合の一学科の教員数
文学関係	100人まで	5	4	101人～200人	7	6			
教育学・保育学関係	50人まで	6	4	51人～100人	8	6	101人～150人	10	8
法学関係	100人まで	7	4	101人～150人	7	4	151人～200人	9	6
経済学関係	100人まで	7	4	101人～150人	7	4	151人～200人	9	6
社会学・社会福祉学関係	100人まで	7	4	101人～150人	7	4	151人～200人	9	6
理学関係	100人まで	7	4	101人～150人	9	6			
工学関係	100人まで	7	4	101人～150人	9	6			
農学関係	100人まで	7	4	101人～150人	9	6			
家政関係	100人まで	5	4	101人～200人	7	6			
美術関係	50人まで	5	3	51人～100人	7	4	101人～150人	8	5
音楽関係	50人まで	5	5	51人～100人	7	7	101人～150人	8	8
体育関係	50人まで	6	4	51人～100人	8	6	101人～150人	9	7
保健衛生学関係(看護学関係)	100人まで	7	—	101人～150人	9	—			
保健衛生学関係(看護学関係を除く。)	100人まで	7	4	101人～150人	9	6			

備考

- この表に定める教員数は、教授、助教授又は講師の数を示し、その3割以上は教授とする(口の表において同じ。)
- この表の入学定員及び教員数は、学科に専攻課程を置く場合については、専攻課程の入学定員及び教員数とする。

- 3 入学定員が、この表に定める数を超える場合には、文学関係、法学関係、経済学関係、社会学・社会福祉学関係及び家政関係にあっては、同一分野に属する学科が一学科の場合については100人につき1人を、同一分野に属する学科を二以上置く場合については150人につき1人を増加するものとし、教育学・保育学関係、理学関係、工学関係、農学関係、美術関係、体育関係及び保健衛生学関係にあっては、同一分野に属する学科が一学科の場合については50人につき1人を、同一分野に属する学科を二以上置く場合については80人につき1人を増加するものとし、音楽関係にあっては、同一分野に属する学科が一学科の場合及び同一分野に属する学科を二以上置く場合については50人につき1人を、それぞれ増加するものとする。
- 4 第18条第2項の短期大学の学科については、この表に定める教員数（入学定員がこの表に定める数を超える場合には、前号の規定により算定した教員数とする。以下この号において同じ。）にこの表に定める教員数の3割に相当する数を加えたものとする。
- 5 教育課程が同一又は類似の夜間学科等を併せ置く場合の当該夜間学科等の教員数は、この表に定める教員数の3分の1以上とする。ただし、夜間学科等の入学定員が昼間学科等の入学定員を超える場合には、当該夜間学科等の教員数はこの表に定める教員数とし、当該昼間学科等の教員数はこの表に定める教員数の3分の1以上とする（ロの表において同じ。）。
- 6 昼夜開講制を実施する場合は、これに係る学生定員、履修方法、授業の開設状況等を考慮して、教育に支障のない限度に置いて、この表に定める教員数を減ずることができる（ロの表において同じ。）。
- 7 看護に関する学科において第18条第1項に定める学科と同条第2項に定める学科とを併せ置く場合は、同条第1項に定める学科にあっては、入学定員が100人までの場合は2人を、100人を超える場合は3人を、同条第2項に定める学科にあっては、第4号により算定した教員数から3人を減ずることができる。
- 8 この表に掲げる分野以外の分野に属する学科の教員数については、当該学科の属する分野に類似するこの表に掲げる分野の例によるものとする。ただし、教員養成に関する学科については、免許状の種類に応じ、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）及び教育職員免許法施行規則（昭和29年文部省令第26号）に規定する教科及び教職に関する科目の所要単位を修得させるのに必要な数の教員を置くものとするほか、この表によることが適当でない場合については、別に定める。

ロ 短期大学全体の入学定員に応じ定める専任教員数

入学定員	50人まで	150人まで	250人まで	400人まで	600人まで
教員数	2	3	4	5	6

備考

入学定員が600人を超える場合には、この表に定める教員数に、入学定員200人につき教員1人を加えるものとする。

別表第2 (第31条関係)

イ 基準校舎面積

同一分野に属する 学科の収容定員 学科の 属する分野の区分	100人まで の場合の 面積(平方 メートル)	150人まで の場合の 面積(平方 メートル)	200人まで の場合の 面積(平方 メートル)	250人まで の場合の 面積(平方 メートル)	300人まで の場合の 面積(平方 メートル)	350人まで の場合の 面積(平方 メートル)
文学関係	1,600	1,700	1,900	2,100	2,350	2,600
教育学・保育学関係	2,000	2,100	2,350	2,600	2,850	3,100
法学関係	1,600	1,700	1,900	2,100	2,350	2,600
経済学関係	1,600	1,700	1,900	2,100	2,350	2,600
社会学・社会福祉学関係	1,600	1,700	1,900	2,100	2,350	2,600
理学関係	2,000	2,150	2,400	2,750	3,200	3,650
工学関係	2,100	2,250	2,500	2,900	3,350	3,800
農学関係	2,000	2,150	2,400	2,750	3,200	3,650
家政関係	2,000	2,100	2,350	2,600	2,850	3,100
体育関係	1,700	1,850	2,050	2,250	2,500	2,750
美術関係	1,900	2,050	2,250	2,600	3,000	3,350
音楽関係	1,700	1,850	2,050	2,350	2,700	3,100
保健衛生学関係 (看護学関係)	2,000	2,100	2,350	2,600	2,850	3,100
保健衛生学関係 (看護学関係を除く。)	1,850	1,950	2,200	2,450	2,800	3,100

同一分野に属する 学科の収容定員 学科の 属する分野の区分	400人まで の場合の 面積(平方 メートル)	450人まで の場合の 面積(平方 メートル)	500人まで の場合の 面積(平方 メートル)	550人まで の場合の 面積(平方 メートル)	600人まで の場合の 面積(平方 メートル)
文学関係	2,850	3,050	3,250	3,450	3,650
教育学・保育学関係	3,350	3,600	3,850	4,100	4,350
法学関係	2,850	3,050	3,250	3,450	3,650
経済学関係	2,850	3,050	3,250	3,450	3,650
社会学・社会福祉学関係	2,850	3,050	3,250	3,450	3,650
理学関係	4,150	4,600	5,050	5,500	6,000
工学関係	4,250	4,750	5,200	5,650	6,100
農学関係	4,150	4,600	5,050	5,500	6,000
家政関係	3,350	3,600	3,850	4,100	4,350
体育関係	3,000	3,250	3,500	3,750	4,000
美術関係	3,750	4,150	4,550	4,950	5,350
音楽関係	3,450	3,800	4,200	4,550	4,950
保健衛生学関係 (看護学関係)	3,350	3,600	3,850	4,100	4,350
保健衛生学関係 (看護学関係を除く。)	3,400	3,750	4,050	4,350	4,650

備考

- この表に掲げる面積には、講堂、寄宿舍、附属施設等の面積は含まない(この表において同じ)。

2. 同一分野に属する学科の収容定員が600人を超える場合には、50人を増すごとに、この表に定める600人までの場合の面積から550人までの場合の面積を減じて算出される数を加算するものとする。
3. 同じ種類の昼間学科及び夜間学科等が近接した施設等を使用し、又は施設等を共用する場合の校舎の面積は、当該昼間学科及び夜間学科等における教育研究に支障のない面積とする。
4. 昼夜開講制を実施する場合においては、これに係る学生定員、履修方法、施設の使用状況等を考慮して、教育に支障のない限度において、この表に定める面積を減ずることができる（口の表において同じ。）。
5. この表に掲げる分野以外の分野に属する学科に係る面積については、当該学科の属する分野に類似するこの表に掲げる分野の例によるものとする。ただし、これにより難い場合は別に定める（口の表において同じ。）。

ロ 加算校舎面積

学科の種類	収容定員	100人までの面積（平方メートル）	200人までの面積（平方メートル）	300人までの面積（平方メートル）	400人までの面積（平方メートル）	500人までの面積（平方メートル）	600人までの面積（平方メートル）
文学関係		1,000	1,300	1,800	2,300	2,700	3,050
教育学・保育学関係		1,250	1,550	2,050	2,550	3,050	3,550
法学関係		1,000	1,300	1,800	2,300	2,700	3,050
経済学関係		1,000	1,300	1,800	2,300	2,700	3,050
社会学・社会福祉学関係		1,000	1,300	1,800	2,300	2,700	3,050
理学関係		1,500	1,850	2,800	3,700	4,650	5,550
工学関係		1,500	1,900	2,850	3,750	4,700	5,600
農学関係		1,500	1,850	2,800	3,700	4,650	5,550
家政関係		1,250	1,550	2,050	2,550	3,050	3,550
体育関係		1,400	1,700	2,200	2,700	3,200	3,850
美術関係		1,300	1,650	3,300	3,300	4,050	4,800
音楽関係		1,250	1,550	3,150	3,150	3,800	4,550
保健衛生学関係 （看護学関係）		1,250	1,550	2,050	2,550	3,050	3,550
保健衛生学関係 （看護学関係を除く。）		1,250	1,600	2,250	2,850	3,500	4,100

備考

収容定員が600人を超える場合は、100人を増すごとに、600人までの場合の面積から500人までの場合の面積を減じて算出する数を加算するものとする。

□ 短期大学通信教育設置基準

(趣旨)

第1条 短期大学が行う通信教育に係る設置基準は、この省令の定めるところによる。

2 この省令で定める設置基準は、通信教育を行う短期大学を設置し、又は短期大学において通信教育を開設するのに必要な最低の基準とする。

3 短期大学は、この省令で定める設置基準より低下した状態にならないようにすることはもとより、その水準の向上を図ることに努めなければならない。

(通信教育を行い得る専攻分野)

第2条 短期大学は、通信教育によつて十分な教育効果が得られる専攻分野について、通信教育を行うことができるものとする。

(授業の方法等)

第3条 授業は、印刷教材その他これに準ずる教材を送付若しくは指定し、主としてこれにより学修させる授業（以下「印刷教材等による授業」という。）、主として放送その他これに準ずるものの視聴により学修させる授業（以下「放送授業」という。）、短期大学設置基準第11条第1項の方法による授業（以下「面接授業」という。）若しくは同条第2項の方法による授業（以下「メディアを利用して行う授業」という。）のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

2 印刷教材等による授業及び放送授業の実施に当たっては、添削等による指導を併せ行うものとする。

3 短期大学は、第1項の授業を、外国において履修させることができる。

第4条 授業は、定期試験等を含め、年間を通じて適切に行うものとする。

(単位の計算方法)

第5条 各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもつて構成することを標準とし、次の基準により計算するものとする。

1 印刷教材等による授業については、45時間の学修を必要とする印刷教材等の学修をもって1単位とする。

2 放送授業については、15時間の放送授業をもって1単位とする。

3 面接授業及びメディアを利用して行う授業については、短期大学設置基準第7条第2項各号の定めるところによる。

2 前項の規定にかかわらず、卒業研究、卒業制作等の授業科目については、短期大学設置基準第7条第3項の定めるところによる。

(卒業の要件)

第6条 卒業の要件は、短期大学設置基準第18条又は第19条の定めるところによる。

2 前項の規定により卒業の要件として修得すべき単位について、修業年限2年の短期大学にあつては15単位以上、修業年限3年の短期大学にあつては23単位以上（短期大学設置基準第19条の規定により卒業の要件として62単位以上を修得することとする短期大学にあつては15単位以上）は、面接授業又はメディアを利用して行う授業により修得するものとする。ただし、当該15単位又は23単位のうちそれぞれ5単位又は8単位までは、放送授業により修得した単位で代えることができる。

（短期大学又は大学以外の教育施設等における学修）

第7条 短期大学は、短期大学設置基準第15条に定めるところにより単位を与えるほか、あらかじめ当該短期大学が定めた基準に照らして教育上適当であると認めるときは、通信教育の特性等を考慮して文部科学大臣が別に定める学修を当該短期大学における履修とみなし、単位を与えることができる。

第8条 削 除

（専任教員数）

第9条 学校教育法（昭和22年法律第26号）第69条の2第6項に規定する通信による教育を行う学科（以下「通信教育学科」という。）における専任教員の数は、別表第1のとおりとする。

2 昼間又は夜間において授業を行う学科が通信教育を併せ行う場合においては、短期大学設置基準第22条の規定による専任教員の数に当該学科が行う通信教育に係る入学定員1,000人につき2人の専任教員を加えたものとする。ただし、当該加える専任教員の数が当該学科における同条の規定による専任教員の数の2割に満たない場合には、当該専任教員の数の2割の専任教員の数を加えたものとする。

3 短期大学は、短期大学設置基準第17条の科目等履修生を前2項の学科の収容定員を超えて相当数受け入れる場合においては、教育に支障のないよう前2項の規定による専任教員の数に相当数の専任教員を加えたものとする。

（校舎等の施設）

第10条 通信教育学科を置く短期大学は、当該学科に係る短期大学設置基準第28条第1項に規定する校舎を有するほか、特に添削等による指導並びに印刷教材等の保管及び発送のための施設（第3項において「通信教育関係施設」という。）について、教育に支障のないようにするものとする。

2 前項の校舎等の施設の面積は、別表第2のとおりとする。

3 昼間又は夜間において授業を行う学科が通信教育を併せ行う場合にあつては、短期大学は、通信教育関係施設及び面接授業を行う施設について、教育に支障のないようにするものとする。

4 図書館の閲覧室には、通信教育を受ける学生の利用に支障のないよう相当数の座席を備えるも

のとする。

(通信教育学科の校地)

第11条 通信教育学科のみを置く短期大学は、教育に支障のない場合には、運動場を設けないことができる。

2 通信教育学科に係る校地の面積については、当該学科における教育に支障のないものとする。

(添削等のための組織等)

第12条 短期大学には、添削等による指導及び教育相談を円滑に処理するため、適当な組織等を設けるものとする。

(その他の基準)

第13条 通信教育を行う短期大学の組織、編制、施設、設備その他通信教育を行う短期大学の設置又は短期大学における通信教育の開設に関する事項で、この省令に定めのないものについては、短期大学設置基準(第9条を除く。)の定めるところによる。

附 則 (抄)

- 1 この省令は、昭和57年4月1日から施行する。
- 2 この省令施行の際、現にされている短期大学の通信教育の開設認可の申請に係る審査については、なお従前の例による。
- 3 この省令施行の際、現に通信教育を開設している短期大学の組織、編制、施設及び設備で、この省令の施行の日前に係るものについては、当分の間、なお従前の例によることができる。

附 則

- 1 この省令は、平成3年7月1日から施行する。
- 2 この省令施行の日前に短期大学が行う通信教育の聴講生として授業科目を聴講し当該授業科目について聴講の成果の認定を受けている者で、当該短期大学に入学した場合には、改正前の第8条の規定により当該短期大学における履修とみなしその成果について単位を与えることができることとなるものについては、当該聴講生として授業科目を聴講し、その成果の認定を受けたことをもって短期大学設置基準第17条の科目等履修生として当該短期大学の通信教育における授業科目を履修し、その単位を修得したものとみなす。

附 則

- 1 この省令は、公布の日から施行する。
- 2 この省令の施行の際現にされている認可の申請に係る審査については、なお従前の例による。

別表第1 (第9条関係)

(昭59文令53, 一部改正)

学科の属する分野の区分	一学科の入学定員 2,000人までの場 合の専任教員数	一学科の入学定員 3,000人までの場 合の専任教員数	一学科の入学定員 4,000人までの場 合の専任教員数
文学関係	8	10	12
教育学・保育学関係	8	10	12
法学関係	10	11	13
経済学関係	10	11	13
社会学・社会福祉学関係	10	11	13
理学関係	10	11	13
工学関係	10	11	13
家政関係	8	10	12
美術関係	8	10	12
音楽関係	8	10	12

備考

- この表に定める入学定員及び教員数は、学科に専攻課程を置く場合については、専攻課程の入学定員及び教員数とする。
- この表に定める教員数は、教授、助教授又は講師の数を示し、その3割以上は教授とする。
- 入学定員がこの表に定める数を超える場合には、その超える入学定員に応じて、1,000人につき教員2人の割合により算出される数の教員を増加するものとする。
- 修業年限3年の短期大学（短期大学設置基準第19条の規定により卒業の要件として62単位以上を修得することとする短期大学を除く。）の学科については、この表に定める教員数（入学定員がこの表に定める数を超える場合には、前号の規定により算定した教員数とする。）にこの表に定める教員数の3割に相当する数を加えたものとする。
- 学科又は専攻課程を二以上置く場合にあっては、共通する授業科目を勘案して、それぞれ相当数の教員を減ずるものとする。
- この表に掲げる分野以外の分野に属する学科の教員数については、当該学科の属する分野に類似するこの表に掲げる分野の例によるものとする。ただし、これにより難しい場合は別に定める。

別表第2 (第10条関係)

同一分野に属する 学科の収容定員 学科の 属する分野の区分	2,000人までの 場合の面積(平 方メートル)	4,000人までの 場合の面積(平 方メートル)	6,000人までの 場合の面積(平 方メートル)	8,000人までの 場合の面積(平 方メートル)
文学関係	2,050	3,450	5,050	6,600
教育学・保育学関係	2,750	4,850	7,050	9,300
法学関係	2,200	3,600	5,100	6,700
経済学関係	2,200	3,600	5,100	6,700
社会学・社会福祉学 関係	2,200	3,600	5,100	6,700
理学関係	3,730	6,660	9,800	12,940
工学関係	3,890	6,950	10,230	13,510
家政関係	2,750	4,850	7,050	9,300
美術関係	3,500	6,250	9,200	12,150
音楽関係	2,350	4,140	6,020	7,940

備考

- この表に掲げる面積には、講堂、寄宿舍、附属施設等の面積は含まない。
- 同一分野に属する学科の収容定員が8,000人を超える場合には、2,000人を増すごとに、この表に定める8,000人までの場合の面積から6,000人までの場合の面積を減じて算出される数を加算するものとする。
- 短期大学設置基準第17条の科目等履修生を同一分野に属する学科の収容定員を超えて相当数受け入れる場合においては、教育に支障のないよう、この表に定める面積に相当数の面積を加えたものとする。
- この表に掲げる分野以外の分野に属する学科に係る面積については、当該学科の属する分野に類似するこの表に掲げる分野の例によるものとする。ただし、これにより難い場合は別に定める。